

午後3時6分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、17番井本五男議員の質問を許可します。17番井本五男議員。

（17番井本五男君登壇）

○17番（井本五男君） 皆さん、こんにちは。17番議員の井本五男であります。きょう最後の通告者となったわけではありますが、皆さん少々お疲れでありませうが、最後までよろしくおつきあいをいただきますようお願いをいたします。

また傍聴席のほうにはたくさんの市民の方においでをいただきました。心からお礼を申し上げます。

私は、平成8年の7月の補欠選挙で当選をさせていただきました。現在14年と8カ月目を迎えております。4月いっぱい私の任期でございますので、それまではまだまだしっかりと頑張ってまいりたい、そういう気持ちでありますので、どうぞ最後まで御支援賜りますように心からお願いを申し上げます。

私もこの一般質問に当たりましては、きょうで24回目ということになりました。財政、教育、福祉、環境、いろんな立場から意見を申し上げ、質疑をさせていただいたところがあります。きょうも2点にわたって質問をさせていただくわけではありますが、私も最後ということで、いささか気合いが入っていくかなというふうに思います。言い過ぎな点もあろうかなというふうに思いますけれども、そこらあたりは御容赦をいただきたいというふうに思います。

これまで約15年間お世話になりましたことを、市民の皆さん、そして議会の皆さん、執行部職員の皆さん、心から感謝を申し上げながら、あと質問を続行させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

（17番井本五男君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 通告いたしております順序でまいりたいと思います。

まず最初に、ダム行政でありますけれども、政権交代がいたしましてすぐに、小石ダムの凍結ということが発表がなされました。もう既に1年半になろうかなというふうになってきたわけではありますが、そういう中でその凍結後の国の有識者会議、こういうのがありますね。いわゆることしの夏までにはある程度のものを調査し、そして秋ぐらいにはその結論を出していこうと、こういう会議があります。並びに、その機構のほうでどういうふうに向きかたというのか、考え方、あるいはそういうものがなされているかということについて、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（石松隆児君） 現在、小石原川ダムの、いわゆる検討、検証の段階ということでございます。議員さん御存じのように、昨年9月27日に有識者会議の中間取り

まとめが確認されまして、国土交通大臣に提出をされております。これを受けまして、それぞれ小石原川ダムでございますと先ほど申されましたように、水機構、あるいは九地整が中心となりまして、これから検討を進めると、検証を進めていくというふうな段階に当たっております、昨年の12月の22日にその検討の場の準備会が開催をされました。準備会では、それぞれ関係市町村長と副市長、朝倉で申しますと、埴本副市長がメンバーとなりまして準備会が開催をされております。

その中におきまして、今後具体的に進めてまいります検討の場のメンバーとか、あるいは規約等について確認をされまして、現在この検討の場を進めるべく水機構のほうでダム事業を進めた場合の事業費、あるいは代替案をした場合の事業費等について、現在積算がされておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） この検討委員会が12月の22日に設置がされた。この次回の開催というのは、もう決まっておるんですかね。

それから、いわゆる我々市の方からも副市長が代表で出てあるということであるわけですが、市の方から何か意見を申し立てるとか、そういうことはできるわけですか。この委員会の、検討会の目的というのはどんなものですか。

○議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（石松隆児君） 検討場におきましては、先ほど申しましたように、それぞれダム事業、あるいはダム代替案等について、いろんな項目等がございます。それに従いまして、市長の方がその案について意見を述べていかれるというふうに私は認識いたしております。

それから、すいません、検討の場の開催の時期ということでございますけれども、まだ現在のところ、まだその期日等について水機構のほうからは参っておりません。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 次回開催はまだ決まってないと、こういうことで——え、副市長じゃなくて市長が代表ですか、大変失礼いたしました。はいはい、どうぞ。手短かにひとつ。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） ちょっとですね、説明が足りんやっただですけど、22日に、12月に行われたこれは、あくまでも準備会です。準備会には副市長が出ております。検討の場の構成員には私が出席をします。それで検討の場について、開催については、もろもろの事由がございまして、ちょっと延びておりますけれども、恐らく、これははっきりしませんけど、3月中には行われるのではないかとということが現状であります。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） そうということで、市長のほうにもまたいろんな御意見等も持って

あろうというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、ダム下流域の河川環境検討会について。この件については、先ほども牟田部長のほうからも若干触れられたというふうにと思いますが、昨年の2月に第3回の検討会が開催されまして、その中で調査は本当は21年度以内で終わる予定であったけれども、まだまだ調査する必要があると、そういうことで、その中身については、河川内の自然環境に関する調査、それから2番目に佐田川左岸の地下水状況に関する調査、3番目にスイゼンジノリに関する調査、このような大事な調査がまだ残っていると。それでこれからもその調査を続けていくと、こういうことであります。

この中で特にやはり注目されるのは、これは先ほど中島議員のほうからもスイゼンジについては詳細に質問もされていたわけでありまして、このスイゼンジノリの生産量の変動、これについて分析をしていこうと、こういうことであります。

そこで、今この検討会がどのようになされているのか、先ほども述べられたかなというふうに思うんですが、今市のほうとして情報をつかんであるということがあれば、ひとつ報告をお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（石松隆児君） この件につきましては、第3回以降、先ほど申されましたように、昨年の中間報告を受けまして、現在もその調査が継続をされておるということでございます。その詳しい調査内容等につきましては、次回、まとまった段階で第4回の検討会がなされるというふうに思っております。現在私どものほうには、第3回以降の調査報告等は現在受けておりません。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） これは環境アセスについては、やっぱり大事なことでありますし、どうぞこれは市の方からも検討会のほうにアプローチをかけて、どういうふうにやっぱり進んでいるのか、いつ開催されるのか、やっぱりそこらあたりの確認はとっていただきたいなというふうに思います。

このスイゼンジノリの生産高というのが、平成2年ごろが一番ピークであったと。平成22年になったら4分の1から5分の1に激減をした。それが一体どういう関係でそういうふうになったのか、やっぱり業者の方が一生懸命企業努力をされておるわけですけども、こういう結果になったということで、非常にやはり心配と苦勞がなされております。

やはり話聞きますと、水がやっぱり汚れてきていると、こういうことで、やはりこれが一番のまた原因でもあろうかなというふうに思います。先ほど教育部長のほうから、金川小学校の子どもたちのこの川に対する取り組みについても、発表してもらったわけでありまして、その小学校4年生、環境探検隊というのをつくってですね、そしてやはり自分たちが水をきれいにしていこうじゃないかという、そういう今思い立ちをやって、行動に起こしているような状況であります。このことについて、また何か詳しいことがわかったら、

ぜひお知らせをしていただきたい、そのように思います。やはり環境アセスは大事にしていかなきゃならないわけでありますので、私はやはりこれが一番大事なことだというふうに思っております。

次に、3番目の水源の森整備に対する関係団体の整備費負担の件についてと、こういうことでちょっとわかりにくいかなというふうに思うんですが、寺内ダム上流にあります荷原畜産団地、これを買収をして、水源の森として健全な森林管理による水資源の涵養機能の向上と、それから水源地域の水質保全を図ることを目的として、市が総事業費約5億8,000万円ほどで整備していこうという計画ができております。

その中の用地買収が約3億円ぐらいかかるわけですが、その資金の出所は、水資源地域振興基金4億5,000万円あるこの中から充てていこうと。いわゆる市単独事業でやっていこうという計画であるわけでありますが、この畜産団地の設立経過、これを見てみますと、昭和47年から49年度にかけて、事業主体は福岡県農業総合開発公社、これが実施主体ですね。そして寺内ダムの管理開始が始まったのが、53年の6月なんです。

そして、58年2月には「寺内ダムの水がめの汚染報道問題化、自治体の早急な対策を講じる」というような新聞報道がなされてます。そして同じ年の4月にはまた2回目の新聞報道が出された。58年の6月に、市が寺内ダム汚染排除の緊急措置に関する要請書を福岡県に提出をいたしております。そして平成3年の11月に、寺内ダム水質対策検討会が発足されております。構成団体としては建設省、福岡県、そして甘木市、そして公団と、こういうことであるわけでありまして、私はこの水源の森をつくっていく上において、果たしてこういう状況の中で市単独でいいのか、約5億8,000万円もかかるものについて、やはり責任はやっぱり県にあるんじゃないのかな、そういうことを非常に感じるわけでありますが、これについて市長、いかがでありますか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる畜産団地を造成した経緯から考えて、県の公社でやっておりますから県にあるんじゃないかなという御質問であります。当時の事情がどういう事情であそこに畜産団地を造成したのかというのは、私は定かに存じておりません。ただ相当のそこに入植した方、相当の借金をして、それで造成して県が要するに分譲したような形になってます。ですから、その県にあるといえ、なきにしもあらずなのかなと思いますけれども、相当の年数がそれからたっておりますし、恐らく公社自体も今消滅してなくなっておると思います。

ですから、そういうことから考えて、恐らく寺内ダムのいわゆる汚染等を含めて、やはりあの山、そしてあそこで畜産団地、いわゆる業を営む、畜産業を営む方がほとんどいなくなれたということも含めて、判断の中であの土地を市で買収して、そして水源として、あるいは育てていこうという判断がなされて買収に至ったというふうに考えておりますので、県の責任がどうかちゅうのは私、今の時点では何とも申し上げられないというのが現

状であります。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 市長、結局もう寺内ダムはできる直前になって、この団地の造成があつてゐるわけですね。当然やっぱりこういう団地ができるということは、ダムの汚染につながるということは、もう当然だれが考えてもわかるわけですよ。それが推進がされたということについては、やはり私はこの公団がなくても、やはり私は県に責任があるんじゃないかと。やっぱそこあたりは、これから協議を進めていかれて、そして利水者、水機構を初めとしながらも、やはりそういう利水者団体に対して、こうやって整備するんだと、涵養率を高めていこう、あるいはきれいな水を使っていたきたい、そういうやはり気持ちをあらわして、やはりそういう県あるいは各利水団体にも声をかけていっていただいて、そしてこの水源の森が立派にでき上がるようにぜひお願いを申し上げたい。時間がたつてから非常に難しいなということもわからんでもないわけでありましてけれども、そういうことも含めながらよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、佐田川の配水用水の確保に対する対応策についてであります。これは私はこれまで何回もこの一般質問に立ちまして申し上げてきたところであります。この佐田川の下流域の住民は、非常に生活上大切な佐田川であるわけでありまして、しかしながら、なかなか水量がふえてこない、このことについては非常に我々住民としては不安を感じておりますし、同時に先ほどから申し上げてゐる黄金川の地下水も減り続けてきております。

業者の方も大変な苦勞はされておるわけでありまして、今水機構のほうが進めておりますこの三奈木水路の件でありますけれども、三奈木のダム対策委員会とも協議はされているというふうに思うわけでありまして、そのところの協議の進捗状態というのはどんなものでしょうかね。

○議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（石松隆児君） 取りつけ水路の現状ということでございます。水機構のほうとも十分協議しながら、先日地元のほうにいろいろな手立てについて説明をさせていただいたところでございます。

なおその回答につきましては、地元の委員長さんのほうから御回答があるというふうに聞いておりますので、現在その回答を待っているところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） この対策会議というのは、市長も当然入られておるわけですか。検討委員会、ダム対のほうと。入ってない。（発言する者あり）そうです。入ってない。（発言する者あり）そうですか。

今何やったかね、近々話のものが出てくるということ。課長の今の説明。

○議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（石松隆児君） 現在、地元からの回答を待っておる状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 近々回答が出るということではありますが、いい回答が出るように大いに期待をいたしておきます。

先ほどからも、スイゼンジノリのサクランの話も出てまいりました。ただスイゼンジノリは食だけじゃないと、そういう医学的なこともあるんだよというようなことが、もう発表もされてきておりますし、同時に我々住民の生活上の大切な水となるわけでありますので、これからはひとつ大いに水を流していただくように、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、朝農の跡地利用についてでありますけれども、まず最初に県有地の取得についてであります。これは執行部のほうは、減額譲渡から一般譲渡へ方向を転換されていこうと、そういうことではありますが、この6万平米、建物と土地、あるいは農地、含めたところで6億円、そういう試算が出てきておるわけではありますが、その中には解体費も含めての6億円だと、こういうことでもあります。解体費を市がやって、取得した上でですよ、解体費は市でやってくださいと。その解体費が約4億円。そうすると、建物、土地等で約2億600万円と、こういうことですね。

6万平米を平米単価に直しますと、6万平米が6億円ですから、1平米は1万円になるわけですね。坪単価3万3,000円と、こういう計算になるわけですが、いわゆる畑、県の農地、これが総面積5万8,800平米の中に約7,300平米ばかりあるわけですね。これを含めてのこの金額。私はこれは本当に安いのかな、高いのかなと、こういうふうに感じておるわけではありますが、これ副市長も答弁いいですか、これはどんなふうですか、鑑定評価というのは。高いのか安いのか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 平米1万円ですか。私どもが今現在譲渡の申請をいたしております。その中で県のほうとしては、従来からの鑑定の流れを酌みまして、内部で決定といいますか、処分の内部決定の起案がされているそうでございます。そういう中のものを方向的なものといいますですか、方針的なものをお聞きしますと、農地は農地として評価をされていると、宅地は宅地として評価をされているというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） それぞれに鑑定がなされてこの金額と、こういうことですか。私どもはそういうことは聞いておりませんで、総額的にこうだということだから、おしなべて計算すれば、私が今申し上げたような計算方式になるのかなというふうに思っております。

減額譲渡になれば、いわゆる公から公へ譲渡して、そして県の条例の中に定められたものの中で活用されれば、この一般譲渡の50%との価格でいいということは1億300万円ぐ

らいでいいですよと、こういうことです。

私はこの県の条例というのがどんなものなのかなということで、ちょっとこれを調べてみました。そしてらば、道路とか堤防、水道施設、緑地公園、ため池、まあたくさんあります。それから図書館、体育館、職業訓練場、試験場、研究場、検定場、博物館、医療施設、学校、公民館、防災器具格納庫、こういうふうに構築物、あるいは施設ですね、建物、こういうものであれば減額譲渡ができますよと、こうあるわけですよ。

で、この福岡県県有財産の取得管理及び処分に関する条例、いつ施行されたかと思いませんと、昭和39年の4月なんですよ、今86年です。実に47年も経過したその条例がいまだこうして生かされてきているわけですね。内容を見てみますと、そういう今申し上げたように、構築物とか建物、いわゆる箱物ばかり。どうですか、今こういうものは今非常に世間一般的に批判されて、私は今の経済社会の中では逆行するものだというふうに思っています。

こういうことであれば減額譲渡でいいですよと、こういうことが私はまかり通るというのが非常に不思議であるわけですよ、やはりこういったところは、副市長は県のほうからお見えになってますし、こういったところもう少しやっば協議をしてほしいね、一般譲渡じゃなくて減額譲渡でもできるんじゃないのかな。

そして、さらに申し上げるならば、一般譲渡に切りかえられた、これはやはり私は減額譲渡でいくから、これはよかったな、私は一議員として、それならば、やはり県有地を取得したほうがいいなというふうに考えておったわけではありますが、一般譲渡になってくると、そこに1億円ばかりの差額が出てまいります。そのためにはやはり大義名分なるものを出していただいて、こうこうだからこちらのほうに乗りかえましたよというのが私は必要じゃなかったのかな。

それが説明ができないというのは、いわゆる実施計画がやはりいまだにできてない、不透明である。こういうところに私は疑問が出てくると、そういうふうに思いますが、この条例関係から今申し上げたことについて、市長、副市長、どうですか、何か答弁あります。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、条例が39年にできたかどうか。条例、議員御存じだと思いますけども、何年にできようと、それが改正されない限り、その法令、条例に従って行政は進まなきゃならんということでもあります。

例えば、じゃあ日本国憲法が昭和20年にできたから、何十年前だからおかしいじゃないかと。しかし私どもは憲法に沿って今生活しているわけですから、その理論はちょっとここではそぐわない議論かなと。

それともう一つ、減額譲渡から一般譲渡、それにかえたのが理屈がないという言われ方を今言われましたけれども、今ありますように減額譲渡、確かに安く土地は手に入ります。ただ、その用途については先ほど言われましたように非常に制約がある。これから先、あ

の場所を本当に有効に活用させていただくためには、もう少し幅を持った形の中での譲渡のほうがいだろうという判断の中で、減額譲渡じゃなくて一般譲渡のほうにかえさせていただいた。このことについては全員協議会等でも十分御説明申し上げたつもりであります。

それと、今2億何千万円という評価額が、数字が出てまいりましたけれども、それはあくまでも何年前か知りませんが、減額譲渡で県にお願いしますと言ったときの数字であります。ですから、一般譲渡になって今から交渉する場合には時点修正と、そのときの評価が譲渡の対象になります。少なくとも今の地価を考えて見ますと、ほとんどの地価は平均的に下がっております。ですから2億何千万円というものがあくまでも基準じゃないということは御理解いただかないと、数字だけが先走りしますと非常に誤解を与えますので、その点だけは御留意いただきたいというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 市長は、憲法の関係と引き合いを出されてきたわけですが、これは憲法の改正もね、何か今されているとこだと思いますが、しかしながら、こういう建物とか、こういうものについて活用していくならば減額でもいいと、そういうことであるならば、今それは県のほうも財政は厳しいと思いますよ。我々やっぱり地方団体も非常に厳しいわけでありまして、やはりここらあたりはもっと市のほうに県のほうも目を向けていただいて、そして有効活用ができるように、それは市は売却はしませんよ。もう公的なものに使っていきますよということは、これは変わらないわけでありまして、そこら当たりのことはやっぱり強く要望されてもいいんじゃないのかな、そのように思っております。

私はやっぱり取得するに当たって、やはり建物が、じゃ市としてこれは欲しい、これは要らないもののチェックをして、そして要らないものについては、もう県から解体をしていただいて、そして境界もきちっと出していただいて、そしてその後の時点修正とか鑑定評価です。私は受けられたほうがよっぽどすっきりした買い物になるんじゃないのかな、そういう気がいたしております。私は普通、会社とか企業であれば、私はそういう取得の仕方をするんじゃないのかなというふうに思いますけどね。これについては、ひとつしっかりとやっていただきたい。

そして、減額譲渡でいった場合のデメリットというのは幾らでもあるわけですが、メリットとして、これは最大50%の減額を受けるわけだから、市民や市議会の理解が得やすいであろうと、こういうふうにちゃんと記録がとってありますよ。裏を返せば、一般譲渡の場合はそういう理解がされにくいんじゃないのかなというふうに受け取ってもいいようなことになっております。やはり1億円というのは、私は前回のときも申し上げたように、やはり市単独事業でやっていけば、かなりの事業ができるということも申し上げてきたところでもあります。

そういうことで一般譲渡であれば、本当にある程度の幅の広い利用価値ができるのかなというふうには思っておりますけどね。そういうことで一つまた考える余地がひょっとしたらないのかもわかりませんが、そういうところも一つお考えをいただきながら、またこれから進めていただきたいとそのように思います。

それから、2番目に入ります。果樹園の裁判についてであります、今この裁判の状況というのはどのように進んでおるのか、報告をお願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） お答え申し上げます。

今議員の御質問の件でありますけど、跡地内の一部、これは現場御存じの方はわかりかと思っておりますけど、果樹園の一角に農地がございます。この農地につきましては、昭和37年に地元走下部落と校友会が持つてある土地、これは十文字中学校のテニスコートの付近にあります、その土地との交換契約が締結されております。しかしながら、走下部落の代表者の方9名の協議でございましたので相続登記が完了していないというようなことでございます。それによりまして、校友会との交換登記がなされておられません。

現状といたしましては、地元走下部落と校友会と協議をされてまして、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求事件として提訴されております。しかし、係争事案ではございませんので、その判決を持ちまして、期間といたしましては2年ないし3年後所有権移転がなされるようになっております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 今裁判の最中であって、後2年か3年、まだ時間が必要だと、こういうことであるわけではありますが、この果樹園の利用については、これは裁判中であっても、この部分的なものを外しておけば利用はできるわけですか、これは。

○議長（柴田裕隆君） 対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 場所といたしまして樹園地の一角にありますので、見た目といたしましてほとんど変わりません。同じような敷地の中にあるような状況でございますので、所有権は朝倉市に移っておりませんが、現状の中で管理をしていくようにいたしております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） じゃ、この裁判も早期解決ができるように期待をいたしたいと思っております。

次、3番目に入ります。8月以降のスケジュール立案についてであります、執行部のほうから出されているスケジュールで大体8月以降には、県のほうから取得ができるであろうと。移転登記がなされるであろうと、こういうことあります。それ以後のスケジュールについては、庁内の検討委員会で立てていこうと、こういう執行部の考えであるようではありますが、この庁内検討委員会、これは平成21年度から現在までで5回開催がされ

ておるわけでありますが、私どもに5回開催された中身というのが一向にわかりません、
ということが検討なされてきたのか。

これは本当に失礼な言い方かも知れませんが、部長さんたちはやっぱりもう非常に多忙なわけですね。そういう中で、このスケジュールを立てるだけそれは簡単かも知れませんが、じゃスケジュールを立てたその中でどういうことをやっていくかということが本当のスケジュールになってくるわけでありまして、その実行が私はなされていないのじゃないのかなというふうに思います。

これからのやはりスケジュールあるいは中身について検討していく、そういう中においては、やはり関係各課、そういうものをやっぱ寄せていただいて、一つの立案のプロジェクトチームというものをつくって、やっぱり進めていく必要があるんじゃないかなというふうにおもうんですが、このことについて、いかが考えてありますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 基本的には市長のほうもお答え申し上げておりましたように、庁内検討委員会という組織がございます。この中で、今後のリーダーシップといいますか、議員おっしゃいました一つのこれは例でございますけれども、当面の活用というものを一つ模索する中では、それぞれの担当所管課の参加、こういったことも考えられるところではございます。

このような一つの方向性を持った議論、こういったものを既存の庁内検討委員会ですまはやらしていただくと。そして大きな課題問題、こういったものを理解し合いながら進めていこうというふうに考えておるところでございます。

そういう中におきまして、校友会の皆様方の御意見とか基本計画、こういったものを策定をいたしております。これを十分考慮しながら、必要であれば外部の方の御意見等もいただきながら、具体的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 6番目に私は機構改革及び組織改革についてということで通告をさせていただきました。関連がありますので、これも一緒にさせていただきたいと思うんですが、今室長と係長2人でこの大きな事業をどうするかということで、しっかり頑張っていておるわけでありますが、やはり2人の方がすばらしいといっても、やはり仕事の中においてやはり限界があると思いますよ。

私は前回から、総務部の企画のほうにでも移して、そして関係各課との横断的なことを含めて、この事業を進めていった方がいい、そういうことを申し上げるけれども、副市長はいや、そこまでは考えてないと。どこにこのポジションを置いたとしても、それはできるんだと。こういうことであるわけでありまして。

しかしながら、2人の体制で対策室を守ってる。じゃ、きょうのように2人、こちらのほうに移動されたらもう、後は対策室はゼロで、電話がかかっても対応する人はおらんわ

けでしょ。こういうことで、これだけの大きな事業が果たしてなし得るのかなと。

私はやはりそういう大きな機構改革じゃなくて、部分的な組織的なものを改革されて、そして十分なる体制でこの事業に向かっていく。そうすると、我々議会も市民も、行政はしっかり跡地改革について、利用改革について考えてくれているなど、そういう期待も持たれてくるんじゃないのかなという、そういうふうに思っておりますし。そういう中で職員のワーキングでもいいじゃないですか、そういうものを作って、これからのどうやっていくのか、実施計画をどう立てていくのか、そういうものをやはり検討していただきたいというふうに思うんですが、この改革について副市長、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 私が着任する前の平成22年の4月の時点で、農林商工部のほうに置いてありました。ですから、皆さん方で十分議論をされて、農林商工部のほうに置いて、そこで進めていくことが最善だというふうに考えられたものとして、まずは受けとめております。

まだ1年たってない段階で、すぐに別の部署に移すことが果たして必要なのかどうかということは、今議論しているところです。現時点でどこにどうするというふうな結論を持っておるといことではありませんで、さまざまな議論をしておると。実際に、じゃ部を総務部に置かないと横断的な議論ができないかということについては、必ずしもそうではないと。農林商工部で部横断的な議論を行うことは可能であるというふうに考えておるといようなことを、これまでも言ってきたし、今回もそういうものに考えておるといこととでございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 機構改革がなされるときに、この件についてもやっぱり議論した経緯はあるわけですね。しかしながら、やはり2人でやられている中において、やっぱり遅々として進まないところがあるわけだから、それは1年しか経過してないかもわからんけれども、そういう体制をつくっていったほうがいいんじゃないか。もういよいよせっぱまってきたいるわけですね。

私が最初申し上げるよりも、ひよっとしたら県の取得を、ならもう一回白紙に戻してゼロからじゃスタートしていこうと。もう大事にやっぱりそこを市民の宝としてやっていこうと思うならば、私はじゃ、急がなくてももうちょっと時間をかけて、1年、2年でもかけて、そしてじっくりと考えていかれる必要性があってもいいんじゃないのかな。焦る必要もないんじゃないのかな。逆に私はそういうふうに考えてきているとこなんですよ。

ですから、やはりこの朝倉市の宝、そして市長がマニフェストでも言っているようなこういう日本一のふるさと朝倉をつくっていこうと。そして、このマニフェストのビジョンの6番目に「だれもが訪れたいまち朝倉」、これをつくっていこうと、こういうふうにされているわけですから、そこらあたりをやはりもっともっと私は、研究、協議という

ものをされていいんじゃないのかなというふうに思っております。

こういう機構改革あるいは組織を維持していくということについては無理なのかもわかりませんが、一つ対策室の職員をふやしていくとか、そういうこともぜひ一つ考えていただきたい、そのように思います。

それから、4番目の跡地の一部活用計画についてであります。グラウンドについては、これは県のほうに使用申請というものが出されておるようでありまして、もうその許可がおりてきたのかなどうなのかな、そのあたりはまだ聞いておりませんがね。この中には使用できる体育館とか農地とか温室とか、いろいろあります。ただただグラウンドだけじゃなくてもやっぱりそういうものもやっぱり取得できる、あるいは取得した後も開発するまでにはまたそれなりの時間があるわけですので、そういったところはやはり、市民に有効に開放をしていただく。

これについて、今グラウンドだけということであるわけでありまして、今度も年度もかわってまいりますので、ここらあたりの市民への開放について、どのようにお考えになっているのか、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） まず、校友会のほうから寄附をいただきました部分についてでございますが、農地につきましては農業体験の場としての学校農園と、また一部の水田及び畑につきましては、朝倉地域の特産物でありますサトウキビの品種比較試験圃場として利用するようにいたしております。

それから温室等につきましては、底地につきましては校友会のほうからいただきましたので市有地でございますが、温室を含めてすべての建物、耕作物につきましては県の財産でございますので、今後検討委員会を中心にしながら、先ほど話がありましたように卒業生の思いを十分に生かしながら、検討していくようになると思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 県の所有物について借りる場合、借用していく場合においてはもう何か全体的な部分を借用しなければ、そのグラウンドだけでも使用ができないとか、そういうことがあるようであります。これはコンサルにお願いしとった九州経済調査協会というのが平成22年の1月に出してますよね、これは委託料780万円ぐらい払ったのかな。

この中の49ページに、これは県内外でやはり高等学校の統廃合というのはあちこちで進んでおります。その中で鞍手農業高校、鞍手商業高校、西鞍手高校、筑豊工業高校、この4校の統廃合がなされております。その中で宮若市が指定管理者となってグラウンドとか体育館あるいは武道場を利用しているわけですね。そしてこれを暫定的でありますが無料で市民に利用していただいていると、こういう報告がなされております。

うちの場合は、この一部を借りるにあたって、この全体的なものを管理しなければ部分的なものもできないというこういうことは、なぜそんなことになるのかなと。こういう

報告書を見ると、そういうことはないわけですね。これ部長、この報告書見られました。これはそんな文言は全然ないですよ、こういうことは。これ学校によって違うのかな。市によってまた対応が県は違うのかな。（発言する者あり）何か答弁できます。はい、お願いします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） ただいまの九経調の事案の件でございますけれども、私どもは市民の方からの要望ということで、グラウンドの半分は校友会の皆さんから寄附をいただきましたので、市有地になりました。後約半分ぐらいグラウンドがあるわけですがけれども、支障がなければ開放してほしいということでございました。県のほうに再三足を運びましたところ、県としては県有地のグラウンドだけというのはわかると。敷地全部を借り受けていただかないと、開放という形にはならない。その県有地の土地の上には校舎もありますし、立木もあると、そういうことから、県のこれは申されますことですがけれども、公共団体に無償で貸しつける場合においては管理委託制度がございますと。この管理委託制度にのっとった開放といいますですか、貸し借りでないと、県としては困るというのが県の実情でもございました。そういうことから私どもとしては、実際はグラウンドだけの貸し借りという内容でございますけれども、書面上は管理委託制度全体の管理委託の書面ということになっておるところでございます。

経費については、当然に建物等の利用を私どもやっておらないわけでございますので、県のほうが所有者として経費を支払っていただいているというのが実態でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） そういうことで、よそのほうではそういう事例もあるわけですから、やっぱりそういったところはやっぱり研究しながら、やっぱり県との折衝をね、私はしていただきたいな、そのように思います。

ちょっと時間がなくなったわけでありましたが、後は5番目に跡地活用の検討市民会議の設置についてということで通告をさせていただきました。実施計画の策定に当たっては、行政が最終的な責任は持ちながらでも、かような市民の声を幅広く集約して計画に反映する、これが望ましい。市民においては行政に任せっきりにするのではなくて、跡地の管理運営、活用において、積極的な関与をすべきであると。そういうことで、これからの跡地活用のもので、官民が一体となって、そのお互いの役割も明確にしながら、協同体制というものを構築していこうと、こういうものであるわけですが。市民の意見を聞く場というのが私は今ないんじゃないのかな。

やはりあの大きな事業を立派に成功させていくためには、どうしてもやはり市民の力がなければできないわけでありまして、そういったところの声を聞くためにもやはり、こういう市民の——これは、ちょっと市民会議ちゅうのはちょっと大げさかもわかりませんが、やっぱりそういうものを設置しながら、そして意見を聞いていく。この必要性があると思

いますが、この設置についてどういうふうにお考えか、済みません、ちょっと簡単にお願
いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 端的に申し上げますと、先ほど来から御答弁申し上げて
ますように、庁内検討委員会のほうでリーダーシップをとって、大きなタイムスケジュー
ルという形では事を流していくということになろうかと思えます。そういう中で、具体事
案が詰まってまいりました折に、このような市民の方々の御意見をいただくような場をど
のような形でとっていくのか、そういうことは当然検討の必要が出てまいるというふうに
認識いたしております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 先ほどからスケジュールの関係でも話してまいりましたが、やは
りこれは今並行して進めていかなければならないことですよ、これは。既にそれでもおそ
いぐらいだから、だから急いでやはりこういうものを立ち上げながら、十二分に声を聞いて、
それを反映させていきながらやっていかなければならない。そのように思っております。

市長が常々申されているような、この朝倉市の宝として、そして日本一のふるさと朝倉
と、そういうものを構築されるに当たっては、やはりそういうことも非常に大事なことで
あろうというふうに思いますので、早急に、そういうものをいろんなものを考えながら、
そして前へ、前へと進めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、樋口部長、それから議会事務局の北嶋局長はじめ29名の方
が今年度退職されるということ承っております。これまで本当に行政のために、しっか
りと御尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げ、そしてこれからまた、健康にも
留意されて、そしてまた一市民として、また側面からこの行政を見ていただき、朝倉市の
発展のためにさらに御尽力をいただければ幸いですというふうに思います。本当に長い間お
疲れでありました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもお疲れでありました。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員の質問は終わりました。

以上で、本日の一般質問を終わり、残余についてはあす4日午前10時から本会議を開き
続行いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ
さまでした。

午後4時3分散会